

論説

日本と韓国における人身取引問題と政策形成過程の比較

郭 炳 益

目 次

はじめに

- 第1章 現代社会における人身取引 (Human Trafficking)
 - 第1節 人間の安全保障と人身取引
 - 第2節 現代社会における人身取引の被害者と加害者
 - 第3節 外部圧力—Trafficking in Persons Report
- 第2章 韓国における人身取引問題への対応—背景・契機・要因
 - 第1節 性産業の国際化と基地村
 - 第2節 群山事件および国内性産業の実態
 - 第3節 国民参与政府と女性運動の活性化
- 第3章 日本における人身取引問題への対応——背景・契機・要因
 - 第1節 国内性産業の国際化と現状
 - 第2節 性産業の国内的背景と問題意識の欠落
 - 第3節 国際的な動向と日本政府の対応
- 第4章 日韓両国における人身取引対策の比較——3つの視点
 - 第1節 比較政治的考察
 - 第2節 比較社会的考察
 - 第3節 国際関係の比較

おわりに

はじめに

本研究は、国際社会における人身取引問題に対し、日本と韓国の政策的変化の力学について比較考察するものである。現代社会におけるグローバリゼーションの進展により生まれた人身取引問題は、構造的暴力（貧富の差別構造、外国人と内国人の差別構造、男女差別構造）に関わる問題である。なお、女性と子供を商品としたグローバル性産業は、貧困の増加と通信手段の高度化によって年々根絶にむけての対応策が困難になっている¹。

本研究の対象国である日本と韓国は、巨大な経済力と性産業が内在していることから、性搾取を目的とした人身取引の受け入れ大国（需要国）という国際社会の認識がある。この問題に対し、日本は 2004 年に、韓国は 2001 年に、関連政策において重要な変化があった。人身取引に関する対策を強化したのである。これに関して、殆どの先行研究では、日韓における政策的な変化が、国連の議定書とアメリカ国務省の「人身取引報告書」の圧力によるものと解釈・説明してきた。実際に、日本や韓国の場合、ちょうどアメリカからの批判があった年に、処罰・防止・保護政策を作り上げたのも事実である。韓国における売春禁止法の改定（2001 年）と日本における人身取引に対する行動計画の策定（2004 年）がそれにあたる。そのため、政策変化は外圧によるものとして理解してきたのが従来の研究の主流である。

本論文は、そのような従来の解釈を超えて、外圧ではなく国内要因の重要性を議論するものである。そもそも、外圧だけが変化の要因であるというのはかなり単純な見方である。もし、国際社会（特にアメリカ）からの批判を意識して改革したのであれば、毎年アメリカに批判され続けている日本は、なぜ変化が遅れているのか。また韓国の場合、1 年という短い期間で、アメリカによる評価が最低の 3 ランクから最も高い 1 ランクに上がったが、外圧に対応するのが目的であれば、そこまでの急激な政策転換は必要ではない。つまり、変化をもたらす内的要因に注目しなければ、これらの問いには答えられないのである。実際、この問題に関して日韓に存在する論文や報告書の殆どは、形成された政策を評価することを主眼とし、政策の生成過程にはあまり焦点を当てていない。本論文は、その政策過程に焦点を当て、より多角的な比較分析をすることによって、先行研究にはない知見を提示したい。

第 1 章 現代社会における人身取引 (Human Trafficking)

日本と韓国の政府が人身取引に対して取り組んできた政策とその過程を比較分析する前に、本章では国際社会が人身取引に関してどのような政策を打ち出してきたのかを論じたい。

その文脈において、日本と韓国に政策変化をもたらした外的要因について明らかにしたい。

第1節 人間の安全保障と人身取引

現代社会におけるグローバリゼーションの進展により、人・モノ・情報・資本が国境を越え自由に移動する時代となった。ところが、それに伴い、国家という枠の中に寄生していた犯罪組織も、より大きなビジネスチャンスを求めて国境を越えていく時代となった。もはや主権国家間の国境は越境犯罪に対する有効な障壁ではなく、むしろ国家間の法的な違いを組織犯罪が利用している状況にある。これは現在の国際秩序の基本ともいえる「主権国家による平和」という枠組みが、犯罪防止分野において通用しにくくなったということの意味する²。また他方では、グローバリゼーションの恩恵は均等に行き渡らず、先進国と発展途上国との貧富の格差が拡大し、絶対的貧困や社会上・ジェンダー上の不均等は除去されるどころか拡大している。こうした状況の下で内戦やテロリズム、国際組織犯罪などの深化が先進国と発展途上国双方の社会に対して深刻な脅威を与えている³。このような状況から、本研究テーマである人身取引問題は、グローバリゼーションによる貧富の格差や性差別、外国人差別などの多面的問題を内包している。そのため、この問題は一国レベルだけではなく地球社会全体の共通の問題として、人間一人ひとりの安全保障をどう確保するかという観点から考える必要がある。現代における人身取引問題は、上記の全ての項目において何らかのかかわりを持つ複雑な問題である。それは構造的暴力の底におかれている被害者の人権侵害の問題であるだけでなく、グローバル化する組織犯罪の主要な資金源となっているという問題がある。そのことによって、人間の安全保障にとって大きな脅威となっている⁴。国際社会は、人身取引を含めた越境犯罪にどう対応するかという問題認識を高め、1994年イタリアのナポリで国連犯罪対策閣僚会議が開催され、「国際組織犯罪に対するナポリ政治宣言および世界行動計画」を採択した。その後、2000年12月、イタリアのパレルモにて「Convention against Transnational Organized Crime国際犯罪組織の防止に関する国際連合条約 {略称} 国際組織犯罪防止条約」の署名会議が開かれ、その後、国際連合総会において条約は採択され、問題解決への第一歩を踏み出した⁵。「国際組織犯罪防止条約」は本体条約と三つの議定書「人身取引」「密入国」「銃器」で構成されており、2006年の時点で署名国は147カ国、締約国は110カ国である⁶。

第 2 節 現代社会における人身取引の被害者と加害者

前節で触れた「国際組織犯罪防止条約」は三つの議定書「人身取引」「密国」「銃器」で構成されている。その中で最も非人間的で反人道的な「人身取引」はグローバリゼーション下の「国境を越える人の移動」に対する犯罪であり、それは現代社会が生んだ「構造的暴力」の産物であるといえる⁷。構造的暴力は(1)先進国や途上国における貧困や経済格差、(2)子供と女性に対する差別、3)外国人に対する差別という、三つの脆弱な環境に置かれた人に対して振るわれ、その被害を受けやすい社会的弱者を巧妙に悪用するのが犯罪組織による性・労働力の搾取である⁸。その複雑性のため、規制・救済を性産業に限定するだけでは効力をもたない。また、被害者の本国から通過国、そして目的国という越境的性格を持っていることから、多くの組織や国が絡み合う問題でもある⁹。アメリカ国務省が毎年出している人身取引報告書によると、世界各地で毎年 80 万人の被害者が存在し、そのうち 80%は女性、その 50%が未成年である¹⁰。また、国連児童基金 (UNICEF) は、毎年 120 万人の児童が被害を受けているとし、さらに過去 30 年間、約 3000 万人を上回る途上国の子どもたちが商品として売られ性搾取されていると報じている。そして国際人身取引を行う加害者アクター (犯罪組織) は、女性と子どもの性・労働力を搾取し年間 280 億ドルの利益を得ているとし、その額は麻薬取引の次に大きな組織犯罪の資金源となっていると UNICEF はこの問題の深刻さを伝えている¹¹。なお、それぞれのデータが多少違っている理由は、人身取引という犯罪が表面に現れにくい犯罪であるからであり、その実際の規模は各調査機関が推測しているよりも何倍も上回ると「人身取引報告書」は指摘している。また、組織及び個人のブローカーや関連業者などが国際的なネットワークを組み犯罪を行っているため、一国の規制では阻止できなくなっており、国際社会における貧富の格差がひとつの要因になっていることから、人身取引の主な需要国である先進国の絶対的な協力と責任ある対応が求められる。例えばアジアの主要な送り出し国 (輸出国) をみてもベトナム・カンボジア・ミャンマー・北朝鮮などの途上国であり、受入国 (輸入国) としては日本・韓国・アメリカ・シンガポール・台湾などでこれらの国々はいわゆる先進国 (OECD加盟国) である。

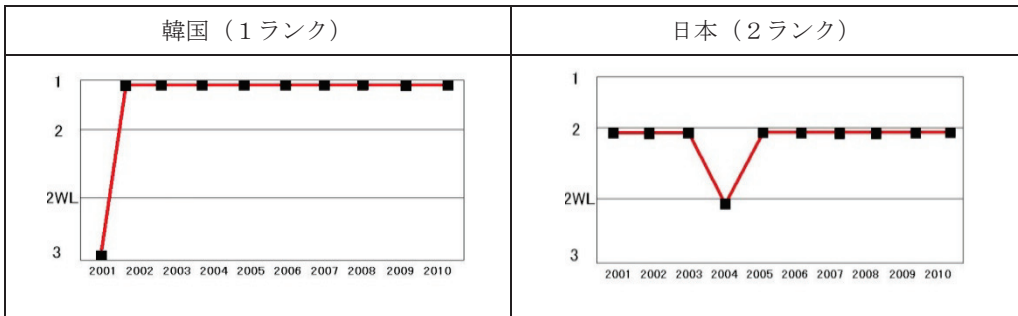
第 3 節 外部圧力—Trafficking in Persons Report

上記の「人身取引議定書」には監視機関の規定が存在していない。アメリカ国務省は 2001 年から「人身取引報告書」(Trafficking in Persons Report)を毎年出しているが、これは

あくまで独自に行っているものであり、その評価基準はアメリカの「人身取引被害者保護法」と国連の「人身取引議定書」の基準事項を使用しているが同条約の執行を規定する監視機関ではない。しかし、人身取引報告書は人身取引と関連を持つ多く国（輸出国—通過国—目的国のいずれか）に圧力をかける存在となっている¹²（監視リストへの記載は、米国の経済支援の一部削減につながる¹³）。

殆どの先行研究（例えば『アジア・太平洋人権レビュー2006¹⁴』『アジア太平洋地域の人権問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から—¹⁵』『人間の安全保障と国際組織犯罪（第3巻）人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング¹⁶』）では、日・韓における政策的な変化が、国連の議定書とアメリカの人身取引報告書の圧力によるものだと評価している。実際に日本や韓国の場合、ちょうどアメリカからの批判があった年に、処罰・防止・保護政策（日本：行動計画「2004年」韓国：売春禁止法の改正「2001年」など）を作り上げたのも事実である。そのため、変化は外圧によるものとして焦点を当てているのが従来の研究の主流である。ところが、それだけが変化の要因であるとは言い切れない。もし、国際社会からの批判（特にアメリカ）を意識し変化したとすれば、毎年アメリカに批判され続けている日本は、なぜ変化が遅れているのか。また韓国の場合、1年という短い時間で、最低の3ランクから最も高い1ランクとして評価されるほど政策の成果が本当にあったのか（図1-3-1参照）。これらの疑問に答えるためには、変化をもたらす内的要因に注目しなければならない。日・韓に存在する数多い論文や報告書の殆どは、形成された政策を主として評価するだけであり、政策の形成過程にはあまり焦点を当てていない。そこで、次章では、アメリカによる批判と変化が起こった2001年前後（韓国）2004年前後（日本）を中心として、国内では何が起こり、この問題にどういった影響を及ぼしたのかを分析したい。

<図1-3-1 Trafficking in Persons Report2010) 日本・韓国の比較>



出所：The US Department of State, Trafficking in Persons Report 2010

第 2 章 韓国における人身取引問題への対応—背景・契機・要因

本章では、韓国における人身取引対策に焦点を当てる。韓国においては、2001 年アメリカ国務省の人身取引報告書による批判が重要だとされてきた。この年の前後に、韓国国内には人身取引を巡ってどのような問題があったのか。また韓国政府は、政策をどのように変化させたのか。その政策変化の目的は何か。これらについて議論していく。

第 1 節 性産業の国際化と基地村

韓国社会における性産業の発展は、高度経済成長期に進み、とりわけ 1990 年代の急速な経済成長は、国内性産業の拡大と多様化をもたらした。そもそも韓国に外国人労働者や移住者が増加し始めたのは 1980 年代末頃であり、既にその時点から米軍基地周辺の基地村¹⁷を中心として性産業に従事する外国人女性が確認されていた。その殆どは密入国あるいは観光ビザを取得し、入国してから様々な娯楽施設（風俗関係）を転々とし、彼女らが最終的に借金まみれとなって辿りつくのが基地村であった。しかし、正確な資料は存在していないためそれほど問題化されていなかった¹⁸。ところが 1990 年代に入って高度経済成長と共に国内性産業が拡大したにもかかわらず、国内における女性の雇用増加と生活水準や教育水準の向上により、性産業に流れ込む女性が少なくなった。それを受け、米軍基地周辺の性産業の業者たちは女性の調達を補うため、芸能企画会社と共に公的かつ組織的に外国人女性を国内性産業に引き入れた。特に 1996 年、基地村のクラブ経営者を中心として形成された「韓国特殊観光協会 The Association of Special Tourism Business (ASTB)」によって本格的に途上国から女性の輸入が始まった。韓国政府はそれに対し「芸術興業ビザ (E-6 ビザ)」を発行していた。2001 年、韓国法務部（日本の法務省と同様）が国会に出した報告書によると、E-6 ビザを取得し国内で働いている外国人は同年 6 月時点で 4735 人（2001 年総数は 8586 人）であり、そのうち 4234 人が風俗関係施設、ホテル、米軍基地周辺のクラブなど接客関係に従事していると報告している。つまり 10 人のうち 9 人が性産業で働いているということであった。国籍別にはロシア 1823 人、フィリピン 1471 人、ウズベキスタン 643 人、キルギススタン 146 人、中国 126 人、ウクライナ 113 人などの順である。増加率については 1999 年 2522 人、2000 年 4317 人、2001 年 8586 人で毎年倍ぐらい増加していった¹⁹。また、政府は出入国管理統計年報を元に、2001 年韓国の性産業で働いていた外国人女性の数を約 5000 人程度であると推定した。しかし関連人権団体は、2001 年に E-6 ビザで入国した女性の数が

8586人を上回ることから、性産業で働く女性の数は5000人より1万人に近いと推定した²⁰。

2001年7月、京畿道東頭川市にある基地村のナイトクラブで、フィリピン人女性11人を監禁・監視し強制的に売春を行ってきた業者らが逮捕された。被害者の11人のうち2人が偽造ビザ、残り9人が芸能ダンサーとしてE-6ビザを取得し入国、ASTBの紹介によって基地村の風俗クラブに渡された。その後、業者と管理組織によってパスポートを取り上げられ、店の2階に監禁され本人の意思に反して売春を強要されていた。彼女たちはフィリピン大使館に逃げ込んで助けを求めたが²¹、人身取引に関する法律が存在しなかったため被害者ら11人は結局、出入国管理法違反または淪落（売春）行為防止法違反などの罪に問われ、被害者ではなく加害者として強制送還された。業者らは一人当たり70万ウォン（おおよそ730USドル）を支払い、ASTBの代表者は、公文書を偽造することで1億6,000万ウォン（16万5,000USドル）を仲介費用として受け取ったのである。彼は人身取引の罪によってではなく、文書偽造の罪によって訴追を受けた。多くの女性人権団体は、問題の背景には、安全保障にかこつけた米軍への配慮があり、米兵への性サービスの提供を暗黙に行ってきたのが原因であると指摘している。これは、アメリカ軍が1999年まで、基地村で働く被害者女性に対し性病検診を行い、薬品を提供してきたことや、性病にかかった女性を基地内の保険所で義務的に治療を行ってきたこと、さらには性病に関する注意書籍を製作し外国人女性に配布していたことなどから、アメリカ自身も人身売買に関与しているという批判である。このような状況の下で2004年度、行政に関する国政調査によると、議政府市、東頭川市、城州市、平沢市および松炭市の五つの米軍駐在地区には899人の売春婦が存在し、そのうち88人（9.8%）は韓国人で、881人（90.2%）は外国人であるとされる²²。基地村を中心として広がる性産業は、E-6ビザの普及により国際的な人身取引問題として深刻になっていた。

第2節 群山事件および国内性産業の実態

韓国国内の多くの女性人権団体、売春根絶団体および人身取引に反対する団体は2000年を国内性産業と人身取引の問題が社会的として認識された元年として記憶している²³。その背景には、1990年代からの高度経済成長と共に拡大してきた国内性産業が、1998年にアジア経済危機を受けて新しい局面に入ったことが指摘できる。2000年、政府は経済危機への対策として、低下する国内消費を回復させるためクレジットカードの普及に力を入れた。その結果、借金返済のため闇金の利用も増えるようになり、闇金組織に脅迫され強制的に性産業に流れていく女性が増加したのである。2003年、刑事政策研究所で出された報告によると

2002 年の時点で性産業の経済規模は年 2.4 兆ウォンを上回る。この額は韓国の国内総生産の 4.1%に達する額であり、韓国の農林水産業の総生産額とほぼ同じぐらいの規模である²⁴。

日本の性産業の経済規模（4 兆円～5 兆円で国内総生産の約 3%）に比べるといかにその成長が急激であったのか伺うことができる。これは保険福祉部（日本の保健省と同様）が 1976 年に報告した 45,611 人に比べ 7 倍も増加した数である²⁵。特に問題とされていたのが、闇金返済を目的に「先払い金」といわれる金を借りるため風俗業界に入った女性が多く、その闇金を返済するために売春を行う実態や、組織犯罪や業者が多額の利子を女性に負わせ、返済どころか利子すら返済できない状況を作り女性たちを監禁し売春を強要し搾取していたという実態である²⁶。被害女性緊急相談支援センターの 2004 年の報告によると、相談を行った女性の 80%が先払い金による搾取の被害者であったという²⁷。このように、経済危機以降、国際的的人身取引のみならず国内においても組織的に行われる人身取引が重大な問題となっていく²⁸。また、2000 年、社会に大きな話題となったのが金康子警察署長（ソウル市鍾岩警察署）の掲げた「売春との戦い」であった。ソウルの代表的な売春村の一つであるミアリテキサス村を中心とした取り締まりが毎日のようにメディアをにぎわった。さらに、2000 年 9 月 19 日、全羅北道群山市大明洞で監禁され売春を強要されていた 5 人の女性が火事によって死亡する事件が起きた。女性を監禁、監視し組織的に管理する人身取引専門組織と警察・公務員などが癒着し、被害者女性に暴力を加え監禁・監視してきたのが世間に知られ大きな衝撃を与えた。また、人身取引に関する法律がなく 1961 年に制定された「淪落（売春）行為防止法」では対応できないことも明らかになった。なお被害者の定義や被害者保護法等の必要性も議論されるきっかけとなった。

そして、2001 年 2 月 14 日、釜山広域市琯月洞の風俗店で火事が起こり、監禁されていた 4 人の被害者が死亡する事件が起きた。その後も 2002 年 1 月 29 日、火事が再び群山市で起こり、二重監禁システムと呼ばれる監禁部屋で監禁されていた 14 人の被害者女性が亡くなった²⁹。このように国際的な人身取引のみならず、韓国では国内における人身取引と監禁・監視による売春の強制が大きな問題となっていく³⁰。つまり、外国人の問題というより、韓国人の犯罪に対する対策が求められていた。人身取引が韓国社会の中に存在し、多くの一般男性が買い手となり、犯罪に加わっていたことになる。被害者女性が被害者と認識されず、社会の悪として加害者と扱われるのも、1961 年制定された「淪落（売春）行為防止法」が主に売春を行う女性を処罰する法律だからである。ここには被害者の定義や保護、防止に関する法律は存在しなかった。上記の一連の事件は、被害者に対する社会認識の変化と新しい法律の必要性が問われるきっかけとなり、その結果として 2004 年に「性売買防止法」の制定

に至ることになった³¹。

第3節 国民参与政府と女性運動の活性化

アメリカの人身取引報告書による批判があった2001年を前後する時期は、国内政治にも大きな変化があった年である。1998年2月、韓国初の政権交代によって誕生した金大中大統領は、朴正熙軍事独裁政権に立ち向かい民主主義国家の建設や国民による政治を目指し闘ってきた人物である。また、韓国における社会運動の先導者と評価され、市民社会の父あるいは民衆の父と呼ばれる人物であった。彼は新しい政府を参与民主主義が試される「国民の政府」と規定した。平和主義者である金大中は、北朝鮮に対し太陽政策と呼ばれる宥和政策を広げ、南北の対話と平和に貢献したとして1998年、国際人権連盟による人権賞と2000年ノーベル平和賞を受賞していた。何よりも平和と人権をスローガンとして掲げていた政府にとって、2000年起こった群山火災事件は社会における差別と女性の人権侵害の構造がどれくらい深刻なものであるかを痛感させるものであった。

そして2000年1月、女性部（現在は女性家族部）を新設し、女性に対する性暴力、差別、DV、女性の社会進出、外国人女性の人権保障、国内外人身取引被害者保護など女性に対する問題のすべてを取り扱う政府機関を設けた³²。さらに、1999年4月から2001年5月まで、国家人権委員会法を制定し、2001年11月、国家人権委員会を発足させた。国家人権委員会は、準国際機構として、人権侵害と差別行為に対する調査と教育などの国際人権規範の国内実行を担当する機関である³³。2000年に起きた一連の事件が、韓国国内における不平等構造を明らかにしたことによって、2001年に問題解決への国家次元の取り組みが始まった。

このような状況下で、2001年7月12日、アメリカによる人身取引報告書の批判があった。それを受け、韓国政府は異例といえるほど敏感に反応した。批判があったその次の日である13日、外交通商部（外務省）は次のように声明を発表した。「この報告書が事前に綿密な事実確認をせず我が国を否定的に叙述したのに対し深い遺憾を表明する。」また「我が国に対し最低ランクである3ランクを付けたのは受け入れがたい。我が国は人権尊重の原則の下で特に弱者の人権保護を重視し、人身取引予防など、加害者処罰被害者保護のための国内立法を備えている」と表明した³⁴。また、その当日、駐米韓国大使館はアメリカ国務省に強く抗議し「米国は人身取引報告書を訂正しなければならない」と強調した³⁵。韓国政府がこのような敏感に反応し強く反発した理由は3つ考えられる。まず、第一に、金大中政府の「差別のない社会」や「平和と民主主義」といったイメージが悪化することへの懸念である。上

記のように、政権交代を可能にしたのは長年に続いた軍部独裁政権への国民の反発である。そのため人権尊重や市民社会、国民による政治といったスローガンを政治綱領として掲げた金大中が当選したのである。そのためアメリカによる人身取引報告書は、国内政治的に受け入れがたいものであり、強い反発を招いたといえよう。

第二に米軍基地周辺の売春問題である。1947年、米国の圧力もあり韓国は公娼制度を法律的に禁じるようになった。しかし1962年からの軍部独裁政権は、同盟関係の維持や外貨稼ぎを目的として、全国104ヶ所の基地村を特定売春許可地域に指定していた。また基地村周辺のクラブなどの風俗施設に対し免税などを適用していた³⁶。そして政権が変わっても韓米同盟と安保の重要性は変わらないという雰囲気から、売春は暗黙裡に容認されてきた。一節でも述べたように米軍による売春管理も行われていた。このような状況の中で、アメリカの一方的な批判に対する韓国側が反発したといえよう。

第三に、国内問題としての強制売春に対して、すでに政府や市民社会が対応に乗り出していた最中に、米国から一方的な批判を浴びたことに対する強い反発があった。2000年の群山事件を初めとする様々な事件は、女性と外国人に対する差別と搾取を明らかにしたが、女性部の設立や国家人権委員会の設立により、女性人権保護の市民団体と政府の連携が深まり、法改正に向けて動くようになった。2001年11月には、女性団体が中心となって作成した「性売買斡旋等の犯罪及び防止に関する法律（略：性売買防止法）」の制定に関する請願が提出された。これを中心に、女性部と女性議員が中心になって法律案が作成された³⁷。すなわち韓国は、アメリカの批判によって人身売買対策に動き出したのではなく、既に国内において問題を認知し解決に向けて政府や市民団体が動き出していた最中にアメリカの批判があったため、その外部介入に対する抵抗が強く現れたと思われる。その後2002年には、女性部と法務部レベルの「性売買総合対策」を、2003年には「大統領の重点公約」の一つとして国務部傘下で「性売買防止企画団」を設け「性売買防止法」を2004年に制定することになった³⁸。もちろん、アメリカの批判がある程度の追い風となったかも知れないが、アメリカの批判によって変化が起こったということではない。この点は重要である。1998年に誕生した金大中政権は、人権中心を掲げて樹立した政権であることから、社会問題により敏感に反応していた。それは政府の正当性や政権維持にも繋がる重要な問題であったためであろう。この人身売買の問題は、国内の一連の事件があり、同時に時の政治的要因が働き、韓国の政策に変化をもたらしたのである。

第3章 日本における人身取引問題への対応——背景・契機・要因

本章では、前章と同様に 2001 年アメリカ国務省の人身取引報告書による批判があった年を前後に、日本国内には人身取引問題を巡って一体何があったのか、また政策において変化をもたらした理由は何か、そして変化の目的は何かについて考察する。日本国内で起きた政治的或いは社会的一連の事件に焦点を当て、政策の目的と変化の要因を明らかにしたい。

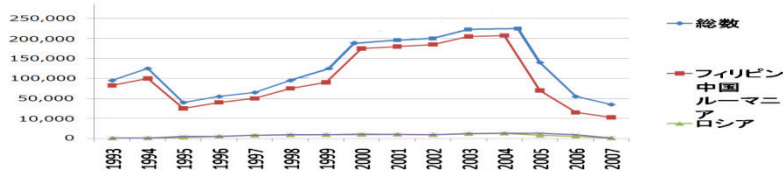
第1節 国内性産業の国際化と現状

前章でも述べたように「性的搾取」を目的とする「女性」の人身取引につき、日本が主要な受け入れ国の一つであることは、国際社会の一致した認識である³⁹。問題の元となったのが 1970 年代後半から始まった売春ツアーである。当時、売春ツアーは、台湾、韓国、東南アジア諸国で頻繁に行われていた。また、国内性産業においても女性の調達が難しくなっていた。1980 年代の経済社会の高度化を背景に、女性の学歴向上や職場創出などによる女性の社会・政治・経済的価値観の変化が進み、いわゆる 3K（きつい・汚い・危険）の仕事は敬遠されるようになり、深刻な労働者不足に見舞われた。それは性産業にも同様であることから、日本における巨大な性産業における需要を補うため、外国から間接的に性的搾取を目的とした人身売買に対する需要が生まれた。遅くとも 1980 年代から、日本は、特に性的搾取を目的とする女性人身取引につき主要な受け入れ国となった。これに対しては、送出国政府、国際機関、被害者を支援する多くの NGO が繰り返し日本の対策の遅れを指摘してきた⁴⁰。

1980 年代から東南アジアから日本に来て性的搾取のために売買される女性たちを指して「じゃばゆきさん」という言葉ができた。今日においては、日本政府が、日本で人身取引被害に遭っている女性は少数であるというスタンスを取っている。だが、150 万人にのぼる外国人女性が日本で人身取引被害に陥っているという推定も存在すれば、1980 年後半にヤクザが人身取引ビジネスを始めてから現在に至るまで 50 万から 100 万の女性が人身取引被害に遭っているという報告もある⁴¹。また、日本も韓国と同様で「興行ビザ」を 1990 年代初めから認める政策を取ってきた<図 3-1-1 参考>。高度経済成長の時代にあっても原則的には外国人労働者の受入れはしないというのが日本政府の基本政策である。その方針は、現在も変わっていないが、外国人女性が得られる在留資格としてダンサーやシンガーとして来日する「興行ビザ」（いわゆるエンターテイナービザ）がある。しかし、たとえ在留資格があったとしても送り込まれるところが性関連産業であるため、店のオーナーや客から人権侵害

を受けることが多い。女性たちの証言によるとステージもない店に何人ものエンターティナーが働いているケースも多いという⁴²。

＜図 3-1-1 興行ビザによる国籍別外国人登録者数 —法務省 出入国管理統計—＞



出所：法務省[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan42.htm]参考

上記のように、1970年代に盛んであったアジア諸国への買春ツアーが国際的な批判を受けると、1990年代からは、主にアジア諸国から女性を連れてきて性的搾取の対象とした。1993年から2005年まで東京入国管理局長であった坂中英徳は、このような状況に対して次のように述べている。「今日の事態は、政府が問題を放置したほか、業界や政治家などの圧力で入国行政が弱腰になったことが原因であり、興行資格での入国は事実上外国人ホステスの調達手段で、時には劣悪な条件下の労働や売春まで強いるものになり果てている、これを長年政府が放置をしてきた。」そして自ら入国管理局長だった時期に「興行資格のチェックを強化したが、その後、立入調査の際に国会議員から電話があるなどの圧力が強まり、対応が腰砕けになったと」述べた上で「結果として国際社会からの人身売買王国と批判される事態を招いた」と指摘している⁴³。

また、政治との関連について2005年第162回通常国会質問で日本共産党が提出した資料の中に、全外国籍芸能人事業者連絡会の設立総会というのが自民党の本部大ホールで開かれた写真を提示し、政治家や政府の関与について指摘したが法務大臣（南野知恵子）は「自民党であったという件について私は存じ上げておりません⁴⁴」と答えを回避していた。

このような状況に対し、フィリピンの女性たちをサポートする市民グループは、客のサービスをするために女性を必要とするならば「風俗・ホステスビザ」を出すべきであり、興行ビザの女性が客への酌などのサービスや店の外で客と会う「同伴」は、法律に違反しており、それ自体がおかしいと批判している⁴⁵。

また、2004年以後、内外の批判を受けることによって資格の発給が厳しくなり、「興行ビザ」の発行は減少したが、ブローカーやリクルーターによる人身取引の斡旋のための新しいルートとして国際結婚が増加した。現地の斡旋業者が結婚するための婚姻証明書や届け等を

作成し、日本人のブローカー等が約 300 万円を支払い連れてくる手法である。フィリピンのデータによると、2005 年に 6000 人が日本人と結婚していたが、「興行ビザ」に対する日本政府の対応が厳しくなると、そのデータが急増し、前年度より 26% 上昇した 8601 人のフィリピン人女性が日本人と結婚していた⁴⁶。日本は、徳川時代に始まったとされる公娼制度を 1956 年の売春防止法によりようやく廃止したが、その後 1960 年代から始まった売春ツアーと、その後の「興行ビザ」による性産業の国際化、そして国際結婚など、極端に言えば日本政府は変容する国内性産業を間接的に支えてきた張本人であったともいえる⁴⁷。

第 2 節 性産業の国内的背景と問題意識の欠落

日本と韓国との大きな違いの一つとは、巨大な性産業が形成されているにも関わらず、何故か日本人女性が巻き込まれ話題を呼ぶような事件が存在しなかった点である。1980 年代から 2007 年まで、主に外国人被害者だけが社会問題として取り上げられた。1980～1990 年代前半に、年間 2 万から 3 万人のタイ人女性が国際的な人身取引によって日本に送り込まれ、当方で 300 万から 400 万、現在では 500 万円以上の架空の借金を背負わされ、劣悪な環境下で搾取され、まるで商品のように扱われた。そのような状況の中で、いわゆる「ママ」という外国人女性を搾取する加害者が被害者となった殺害事件が全国で 20 数件起きた⁴⁸。被害者の人権・人道的上の問題とともに、一般市民の生活や安全保障にも深く関わる重大問題であるにも関わらず、この問題に関する意識は高くない⁴⁹。

＜表 3-2-1 人身取引問題に対する日本人の意識＞

Q23 日本での人身取引の周知						
	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	まったく知らない	無回答	合計 (n)
男性	9.8	38.9	37.8	13.5	—	519
女性	5.0	32.4	46.6	15.8	0.3	646
無回答	—	8.0	12.0	8.0	72.0	25
全体	7.0	34.7	42.0	14.6	1.7	1,190

Q24 人身取引に関する取り組みの周知						
	よく知っている	ある程度知っている	あまり知らない	まったく知らない	無回答	合計 (n)
男性	2.0	21.2	51.6	13.5	—	519
女性	0.5	10.1	58.2	15.8	0.5	646
無回答	—	4.0	16.0	8.0	72.0	25
全体	1.3	14.8	54.5	14.6	1.8	1,190

出所：独立行政法人国立女性教育会館「アジア太平洋地域の人権問題と日本の国際貢献—女性のエンパワメントの視点から—」P224、図引用

上記のアンケートは社会的に話題となった 2004 年アメリカの「人身取引報告書」による批判の後であることを考えれば、批判前の社会的認識はある程度予測できると思う。また、この報告書では、人身取引を根絶できない理由として、実態に対する人々の認識の欠如や差別意識が影響しているとし、「日本人の性意識の調査」を行った。その結果から、日本における性的搾取の需要の背景に、単純に「買う」男性の存在だけでなく、それを容認する女性の意識のあることも明らかになった⁵⁰。

日本社会は女性たちを人権侵害の被害者と認識することなく「金儲けのために不法に日本に働きにきて治安を害している者だから少々ひどい目にあっても仕方ない、さっさと帰国させればそれで十分」と考えてきた⁵¹。たまたま女性たちの悲惨な状況がメディアで報じられたこともあるが、一時的にすぎず、その後 10 年以上はほとんど報道もされていない。多くの人々はそのような問題が起きていることに気づくことすらなく、仮に気づいても無視してきた⁵²。この問題に対して関連する多くの団体や専門家たちは、日本社会に根強い性差別構造から維持されている巨大な性産業の需要の存在と外国人（アジア系）への差別構造が問題の底にあるという⁵³。

上記に紹介した元東京入国管理局長の坂中英徳の証言によると、1995 年から 1999 年まで「全国ローラ」作戦⁵⁴をくり広げたが、暴力団や業者からの脅迫と政治的圧力によって辞めざるを得なかったという。そして彼は地方入管に転勤させられたのである。高級公務員である彼ですら立ち向かうことができなかったものを、国際的人身取引に対する何の知識もない警察官たちが積極的に調査するには無理があり、2005 年に「人身売買罪」ができるまでは被害者を定義する概念すら存在しなかった。

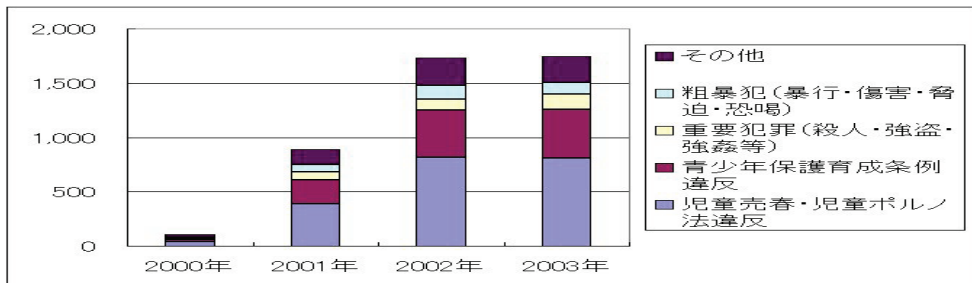
第 3 節 国際的な動向と日本政府の対応

2001 年最初の批判がアメリカ国務省の「人身取引報告書」によって出された時、日本は新内閣樹立という政治的に大きな変化があった。第 2 章 3 節で紹介したように、韓国でも同じ出来事があったが、その政治スタイルは全く反対だった。当時、韓国では市民社会や市民参加政治を目標とする「国民参与政府」が人権問題に取り組んでいた。しかし、日本の場合は「構造改革なくして景気回復なし」をスローガンに、道路関係四公団・石油公団・住宅金融公庫・交通営団など特殊法人の民営化など小さな政府を目指す改革（「官から民へ」）と、国と地方の三位一体の改革（「中央から地方へ」）を含む「聖域なき構造改革」を打ち出し、とりわけの郵政三事業の民営化を「改革の本丸」に位置付けていた。そして 2001 年には、

政治に影響を及ぼすような性産業あるいは女性の人権に関する社会的出来事もなかった。

しかし、2002年に入って日本のIT産業の拡大と共に新しい売春形態が社会的問題を引き起こした。いわゆる携帯やインターネットによる「出会い系サイト⁵⁵」での援助交際や児童売春が飛躍的に社会に広がり、またインターネットを通じて児童ポルノやAVといった映像が世界に広がった。それに対する批判と共に国内における人身売買への批判も強化されるようになった。特に2002~2004年まで国会議員や弁護士、刑事等の高級公務員または医者、大学教授などのエリート層が加害者になるような事件が多発し大きな社会的話題となり、迅速な対策が求められていた。

<図 3-3-1 警察庁報告資料系サイト関係の事件>



出所：警察庁、[<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2004/02/06/2021.html>]

警察庁の資料によると、2003年に出会い系サイト関係の事件として検挙した件数は1,746件で、2002年の1,731件とほぼ同数となった。また、全事件のうち携帯電話によるものが95%を占め、被害者の85%は18歳未満であることも明らかになっていた。

このような背景があり、「人身取引報告書」2004年の批判に対しては2002年とは全く異なる敏感な反応を見せたのである。批判の翌日、細田博之官房長官は「アメリカが独自に作成した報告書に対し何もコメントする必要はない」と述べたが、「外国の指摘は別にして、重要な問題ではあるので関係機関による連絡会議を設置するなど対策を模索する必要がある」と問題の存在を認める表明もした。それに対し被害者女性保護団体である「サーラー」などのNGO団体は「当然な結果であり包括的人身取引禁止法の制定が必要である」と主張した⁵⁶。2004年の批判は、国内における児童売春問題が追い風となったことによってメディアでも大きく取り上げられた。特に元東京入国管理局長の坂中英徳の「全国ローラ」作戦についても再照明された⁵⁷。その結果、最終的に2005年6月16日、「人身売買罪」の新設に至ったのである。

第 4 章 日韓両国における人身取引対策の比較——3つの視点

本章では、前章で考察した両国の政治的・社会的な背景を中心に比較し、それぞれの国で見られた人身売買対策の変化の抜本的な理由と目的について明らかにする。ここでは、3つの視点（比較政治・社会・国際関係）から両国の比較を進めていきたい。それによって、日韓がそれぞれ国際社会の圧力をどう政策変化につなげてきたのかを浮き彫りにしたい。

第 1 節 比較政治的考察

2001 年は、両国において社会的あるいは政治的に大きな変化を迎えた時期であった。まず、韓国では、その数年前に金大中政権による韓国初と言われる与野党の平和的政権交代が起き、彼は差別のない平等な市民社会や市民参加政治を掲げ、「同時に外交的には平和政策を打ち出し、世界から高い評価を得ていた。また、アメリカから人身売買に関する批判があった前年である 2000 年からは、女性に対する問題に取り組む「女性部」を設立し、1999～2001 年にかけて国家人権委員会法や準国際機構として国際基準の人権監視機関である「国家人権委員会」を設立するなど、彼の政治の命題である平等な社会への政策を繰り広げた。これは、金大中大統領が政権交代後、国会内での自分の基盤が弱かったため、突破口の一つとして多様な市民団体の代表を政治に参加させ基盤強化に利用したという側面もあろう⁵⁸。しかし、理由はどうであれ、韓国の市民社会を後押ししたのは事実であり、この問題に関しても、決定的役割を果たした。なお、日本国内の女性人権および人身売買関連団体の専門家たちもこの点について高く評価している⁵⁹。

一方、日本においては、小泉首相の選挙戦の発言から彼の政治スタイルがうかがえた。彼は選挙演説で「自民党をぶっ壊す!」「私の政策を批判する者はすべて抵抗勢力」と熱弁を振るい、街頭演説では数万の観衆が押し寄せ、閉塞した状況に変化を渴望していた大衆の大きな支持を得て、小泉旋風と呼ばれる現象を引き起こした。当選後、選挙公約であった経済回復に向け、「構造改革なくして景気回復なし」をスローガンに掲げ、経済中心の政策を押し進めていたのである。この点は政治中心の金大中政権とはカラーが異なる。

社会における差別問題や人権問題に関しては、彼の政策にとってそれほど重要な部分ではなかった。3章で紹介した坂中英徳元東京入国管理局長の証言によると、2004年に「興行入国者の追跡チーム」を設置し、東京入国管理局の組織を挙げて取り組み、120店舗に対し入局審査官の立ち入り調査を実施した。その結果、売春の強要が行われていて悪質であると認

められた 17 店舗（関係者 245 人）を摘発した。すると、自民党の有力代議士の秘書が法務省に電話をかけてきて、なぜ摘発した「けしからん」と猛烈に抗議したという⁶⁰。このように性産業の政治との癒着関係が存在し、人身取引への問題意識が欠けていたのが分かる。結局、経済優先の政策の下、女性あるいは外国人の人権への認識の欠如や、政治家と性産業の癒着などが、日本における人身取引問題を野放しにさせてきたといえよう。

第 2 節 比較社会的考察

2001 年のアメリカによる批判の前後に両国の国内で起きた様々な事件によって、人身取引問題は社会的な話題となっていった。まず韓国においては、社会的センセーションを引き起こした群山大明洞火災事件、釜山廣域市琺洞火災事件、群山市開福洞火災事件など、事件の発生地は全て基地村であり、国内女性が被害者となっていた。もちろん外国人の被害者が巻き込まれた事件も多発していたが、それほど問題視されていなかった。また、ギムガンジャ金康子警察署長による「売春との戦争」が毎日のように放送され、社会的関心は高まる一方で、国民参与政府の下で女性人権団体が力を付けるようになり、女性を中心になって女性問題を総合的に管理する政府機関が誕生するようになった。韓国の市民団体の政治参加について現在韓国のハンナラ党の国会議員である黄・呂（ファン・ウヨ）議員は「2010 年世界難民の日、関西集会」において次のように述べている。「韓国の政治家は常に市民社会の批判を意識している。韓国は国会議員の批判が激しい国であるから、市民団体と連携して活動する姿をみて国会議員が国家のため、市民社会のため仕事をしていると認識し、それを見せるために積極的な活動する傾向がある⁶¹。」このように、韓国の市民団体と政治との関係は強い。日本の女性の人権や外国人の人権に関連する市民団体によると、日本は市民団体と政治との繋がりが弱く市民団体の主張が政治に反映されるのが非常に困難な状況であるとし、韓国の市民社会のパワーを注目し、学ばなければならないと言う⁶²。

日本の場合は、1980 年代から 2000 年まで、外国人をめぐる買春は社会的な問題にまでは発展しなかった。その点は韓国と同様である。両国共に政策の変化を起こしたのは自国の国民の被害が表面化した時点からである。例えば、1960 年から始まった売春ツアーが 1970 年代、80 年代に国際社会から痛烈な批判を受けた。90 年代になっても、例えば 1996 年にストックホルムで開催された「第 1 回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」で見られたように、日本人によるアジアでの児童買春やヨーロッパ諸国で流通している児童ポルノの 8 割が日本製と指摘され厳しい批判にあっている⁶³。しかし、政策的な変化があったのは 1998

年であった。特に 1997 (8) 年は、援助交際が大きな社会問題になった。その翌年、与党であった自民・社民・さきがけ 3 党の議員立法によって「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が成立した。このように、外部による批判はあったものの、経済大国である日本にとって政治的・経済的影響はそれほど大きくない。むしろ、国内において国民が被害者になる社会問題は、政治に打撃を与える可能性が高いことが重要である。つまり、買春ツアーで児童買春を行ったとしても、買う側は日本人であって売る側は外国人である。しかし、売る側が国民の児童になると話は違ってくる。1960 年代から起きた問題の変化が何故 1998 年であるのかを考えれば理由は簡単である。国内問題によって変化が起き、それを理由として外的批判も抑え込むという手法をとったと思われる。

殆どの報告書には、日本の政策の変化、すなわち人身売買罪の法制化や行動計画の導入が、2004 年のアメリカの批判以後であり、そこから問題の深刻さを認識し 2004 年以後政策に拍車をかけたと述べられている。しかし、アメリカの最初の批判は 2001 年であった。何故、2001 年の批判は議論されなかったのか。単に批判の強度が弱かったためであろうか。2001 年までは国民が被害者になる事件がなかった。しかし 2001 年以後、新たに登場した「出会い系」の売春は、援助交際等に繋がり大きな社会問題としてイシュー化されていった。同時に 2002 年と 2003 年には社会エリート層の相次ぐ摘発により、問題の深刻さが増していた。1956 年に制定された売春禁止法では新しい形態の売春に対応できず、新たな法律が必要とされていたのである。その後、アメリカの批判があり、その批判が国内問題と繋がり、加重することを恐れた結果、政府レベルで対応に乗り出したと分析できる。これは、批判によって作られた法「人身売買罪」の問題点をみれば分かるように、人身売買対策に関して矛盾点が多く、あくまでも国内問題の解決のために作られた感が否めない。

第 3 節 国際関係の比較

韓国は国家の安全保障という名目上 1959 年から法的に禁止した公娼制度を米軍基地周辺だけに容認してきた。例えば、1955 年から 1982 年まで、夜間通行禁止令を実施してきたが、その対象外であったのが基地村周辺の性産業に従事する女性と外国人（米軍）であった。それは、経済面と安全保障という名の下で女性の人権を商業化し利用してきたともいえる。また、現在においても基地村への取り締まりは緩く、2005 年から実施された「売春防止法」や「性売買特別法」により米兵が摘発された事例はない。そのため、米軍基地周辺を起点に韓国の性産業は拡大してきた。また、E-6 ビザの導入により基地村の性産業を維持してきた⁶⁴。

そして韓国では、アメリカ国務省の批判を前後する時期に、国内人女性が人身取引の被害に会う事件が相次いで起こり、社会的な話題になっていた。日本と同様、外国人被害者の問題は社会問題にはならなかったが、米軍の基地村で起きた事件や米軍との関係を持つ事件が多発していたため、反米感情が高まる一方であった。そのため、アメリカの批判は、社会的に反感をもたらした。また上記のように、戦後、韓国政府は基地村で行われている売春を容認してきた結果、性産業の拡大を招き、性産業の国際化を進めてしまった。現在、基地村で働く外国人女性の割合は全体の90%を上回り、アメリカは米軍の介入を否定しつつも基地村での診療を行い性病の予防を行ってきた。そのため、アメリカ国務省の批判は、韓国にとって両国が暗黙的に守ってきたルールをアメリカが一方的に破った結果になった。従って反米的な社会的反応が目立った。そのためであろうか、アメリカ国務省の翌年の人身売買報告書は韓国を第1ランクに上昇させ、人身取引政策の模範として紹介したのである。2001年の「女性部」と「国家人権委員会」の設立は、今後の問題解決に決定的影響を与えたのは事実であるが「売春防止法」が制定されたのは2005年であり、法的には不備のままであったにも関わらず、1年という短い期間に韓国のランクを上昇させたのは、アメリカ自身への批判につながる恐れがあったからであろう。

逆に日本はアメリカ国務省による2001年の批判に対して何の反応も見せなかった。殆どの研究論文や報告書も2001年の反応については取り扱っておらず、2004年の批判後の変化に注目している。2001年日本は政治的に大きな変化があった。当時、小泉首相は、靖国参拝を強行することによって国内のナショナリズムをあおり⁶⁵、自らの政治基盤を固めようとしていた。一方、アメリカとの外交を重視し、9・11以降、テロ対策特別措置法を制定し、アメリカのアフガニスタン侵攻では海上自衛隊をインド洋に派遣し、イラク戦争後は米国主導の「イラク復興事業」に支援活動として陸上・航空自衛隊の派遣を決め、アメリカとの連携をアピールしてきた。すなわち、当時、日本に対するアメリカ国務省の批判が外交的摩擦を起こす可能性はかなり少なく、その背景があって2001年の批判に対して日本は反応しなかったと考えられる。

そして、2004年の変化に関しては、あくまでも国内問題としての意識が強かったためであり、アメリカからの批判が社会問題とリンクしていたため、反発的な態度を示したものと思われる。「アメリカが独自に作成した報告書に対し、何もコメントする必要はない」とし、「外国の指摘とは関係なく、重要な問題であるので関係機関による連絡会議を設置する」などとコメントした政府は、2001年の対応とは大きく違った。2004年に政府が敏感に反応したのは、国内問題としての売春の深刻さにアメリカの批判が触れたからであり、国際関係上

の圧力の変化ではなく国内の変化が、政策に大きな影響を及ぼしてきたのである。

おわりに

本研究の要点を振りかえると、次のようになる。人身取引問題を論じる際、アメリカの「人身取引報告書」は必ず登場する。そして、アメリカによる圧力が両国に政策的変化をもたらしたという主張が一般論化されている。しかし、両国の国内レベルに視点を移すことで、いくつもの興味深い比較が可能になる。まず重要な共通点があった。それは、両国で人身取引が社会問題化した契機が、自国市民の被害だという点である。外国人の被害も多発していたが社会問題化されることはなかった。韓国では基地村の火事事件が契機となり、また日本では「出会い系」の援助交際が社会問題となったことが契機で政府の対応が本格化したのである。この共通性と同時に、両国には大きな違いも見られた。それが政治的な環境である。第4章でみたように、両国における政治的リーダーシップの性格は、この問題への対応を大きく変えた。金大中政権には、この問題に積極的に取り組む政治的な意欲があった。小泉政権にはそのような政治的動機はなかった。この違いが政策対応のタイミングの違いとなってあらわれた。また取り組みの規模にも違いがあわれた。以上の共通点と差異が示すことは、内的要因の重要性である。外圧ではなく、ドメスティックな力学によって、日韓両国の人身取引対策は規定されてきたのである。

人身取引は国際的な課題であり、今後も両国のさらなる取り組みが期待されている。その際、外圧の存在が両国政府を動かすことも十分ありうる。しかし、より重要なのは国内の力学であり、時の政権にインセンティブを持たせる社会的な圧力であろう。それを理解することは、今後の両国の対応を見る上でも有益であり、政策改革を迫る市民社会の戦略を考える上でも意味があると言えよう。

(KWAK Byung Ik, 本学大学院国際関係研究科後期課程)

主な参考文献

「日本語文献」

アジア・太平洋人権情報センター[ヒューライツ大阪]『アジア・太平洋人権レビュー2006

- 人身売買の撤廃と被害者支援に向けた取組み』現代人文社、2006
- ISSUE BRIEF 『日本における人身取引対策の現状と課題』国立国会図書館 485、2005
- 上田寛編『人間の安全保障と国際組織犯罪（第2巻）国際組織犯罪の現段階 世界と日本』日本評論社、2007
- 植木俊哉編、中村文子『国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会、2007
- 大久保史郎『人間の安全保障と国際組織犯罪（第3巻）人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社、2007
- 神田道子編「アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から—」独立行政法人国立女性教育会、平成19年研究成果報告書、2007
- 京都YWCA・APT編『人身売買と受入大国ニッポン』明石書店、2001
- 国際移住機関（IOM）主催セミナー『日本における人身取引被害者への支援』2007
- 佐藤誠・安藤次男編『人間の安全保障：世界危機への挑戦』東信堂、2004
- 人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）『人身売買被害者支援の連携の構築—地域国境を越えた支援に向けて』調査および報告書、2007
- 福本歩未「日本における性的搾取を目的とした人身取引」立命館大学国際関係研究科提出修士論文、2008
- 松井芳郎編『講座・人間の安全保障と国際組織犯罪（第4巻）人間の安全保障と国際社会のガバナンス』日本評論社、2007
- 渡辺美穂「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」『国立女性教育館研究ジャーナル』第13号、2009
- 「韓国語文献」—日本語訳—
- イ・ソンソク『売春とフェミニズムの新たな論議のため』ウリ時代書房、2009
- 梨花女子大スクールHK研究院『地球化時代の性売買と韓国の（性売買防止法）』経済と社会企画論文第79号、2008
- 金・ソンヒ「性売買関連の変動と課題」啓明大スクール行政研究科博士論文、2007
- シン・イギ「超国家的組織犯罪に対するUNの対処」『韓国刑事政策研究所国際法務論文集』第12巻1号、2008
- 韓国女性部研究報告 2003-27「外国人女性性売買実態調査」2003
- 韓国女性民友会『イシューの現場10、専門家たちが診断する言論のイシュー』2004
- 韓国社会行政研究所『性売買防止法の執行効果に関する実証研究』第18巻1号、2007

韓国女性部『公共機関の性売買予防ガイドブック』2009

韓国女性家族部『性売買総合対策／大学生対象性売買予防教育資料集』2007

韓国女性家族部『性売買防止広報書籍／性売買の無い美しい同行』2004

韓国両性平等教育振興院『性売買無い世界、公共機関性売買予防教育ガイドブック』2009

韓国女性部『売春防止のための国内外対策事例研究』2001

-
- 1 本名純『アジアの課題と日本:マフィアたちの「東アジア共同体」?—非伝統的安全保障問題としての越境犯罪』(財)総合研究開発機構 2008 年 3 月、p4。
 - 2 シン イギ「超国家的組織犯罪に対する UN の対処」『韓国刑事政策研究所国際法務論文集』第 12 巻 1 号 (原本は韓国語)2008 年 p169 引用。
 - 3 松井芳郎編『講座・人間の安全保障と国際組織犯罪(第4巻)人間の安全保障と国際社会のガバナンス』日本評論社、2007 年、p2 引用。
 - 4 神田道子編『アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から—』独立行政法人国立女性教育会、平成 19 年研究成果報告書、2007 年、p1 引用。
 - 5 上田寛編『人間の安全保障と国際組織犯罪(第 2 巻)国際組織犯罪の現段階 世界と日本』日本評論社、2007 年、p5 参照。
 - 6 外務省「国際組織犯罪防止条約」[<http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/soshiki/boshi.html>]<検索日:2009 年 11 月 23 日> 参考。
 - 7 大久保史郎『人間の安全保障と国際組織犯罪(第3巻)人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社、2007 年、p5 引用。
 - 8 大久保史郎、同上、p5~6 参照。
 - 9 大久保史郎、同上、p19 参照。
 - 10 U.S. Department of State, Trafficking in Persons Report 2009[<http://www.state.gov/documents/organization/123357.pdf>]<検索日:2009 年 11 月 20 日> 参照。
 - 11 UNICEF [<http://www.unicef.org/sowc06/profiles/trafficking.php>]<検索日:2010 年 10 月 1 日> 参照。
 - 12 アメリカ国務省の人身取引報告書では、142 の国と地域を、TIER1(基準を満たす)、TIER2・TIER2WATCHLIST(基準は満たさないが努力中)、TIER3(基準を満たさず努力も不足)に分類している。TIER2 WATCH LIST と TIER3 は監視対象国。2004 年、日本は TIER2 WATCH LIST に分類されている。日本では、アジア、中南米等からの女性・子供らが性産業で働かされ、また、その主要な到着地の一つであることが指摘されたが、2005 年からは TIER2 を維持している。また、韓国は 2001 年送り出し国—通貨国—目的国として TIER3 に分類されていたが 2002 年から TIER1 として評価されている。

- 13 「米国務省、人身売買報告書を発表シンガポールなど監視リスト入り」『AFPBB News』2010年06月15日。
- 14 (財)アジア・太平洋人権情報センター[ヒューライツ大阪]『アジア・太平洋人権レビュー2006 人身売買の撤廃と被害者支援に向けた取組み』現代人文社、2006年6月1日、P2 参考:報告書の序論で「人身取引規定書」による国際社会の問題意識の高調と米国による「人身取引報告書」の批判が加えられたので日本は変化せざるを得なかった。と述べている。
- 15 独立行政法人国立女性教育会館『アジア太平洋地域の人権問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの視点から—』平成17～18年研究報告書、P2 参考:この報告書も上記(脚注28)と同様で国連による議定書の成立とそれに適する国内法の不備や問題意識の低さを米国による2004年の批判が変化に重大な影響を及ぼした。と明記している。
- 16 大久保史郎『人間の安全保障と国際組織犯罪(第3巻) 人間の安全保障とヒューマン・トラヒッキング』日本評論社、2007年 (ソル・ドンフン ハン・ゴンズ『5章:韓国における外国人女性の人身売買』、P75)と(近藤 敦『11章:人身取引規制法の現段階』、P217)においても変化について2000年の国連の議定書と2004年のアメリカの報告書のインパクトというタイトルで紹介している。
- 17 基地村とは、朝鮮戦争以後、韓国国内で米軍基地の周辺を中心として性産業などのサービス産業が発達した地区を指す。現在では、約100か所の基地村があり、そこが性産業の拠点を形成している。
- 18 韓国女性部研究報告2003-27「外国人女性性売買実態調査」2003年 p3。
- 19 「芸術ビザの90%が遊興業」『韓国文化日報』2002年09月27日。
- 20 韓国女性部「外国人女性性売買実態調査」2003年 p11。
- 21 「E-6ビザは奴隷身分証」『ハンギョレ新聞』2002年10月23日。
- 22 大久保史郎、同上、p114。
- 23 梨花女子大スクールHK研究院、同上、p265 引用。
- 24 韓国女性民友会『イシューの現場10、専門家たちが診断する言論のイシュー』2004年12月、p39。
- 25 韓国社会行政研究所『性売買防止法の執行効果に関する実証研究』第18巻1号、2007年5月、p231。
- 26 白井京『韓国における人身取引関連法の制定—性売買処罰及び性売買防止法』海外の立法222号、法務省海外立法情報課、2004年11月、p67。
- 27 女性部『公共機関の性売買予防ガイドブック』2009年7月、p36。
- 28 法務省海外の立法222号、同上、p67。
- 29 「論争／誰がどのように性売買を見るのか」『当代批評』18、2003年 p108。
- 30 法務省海外の立法222号、同上、p67。
- 31 梨花女子大スクールHK研究院、同上、p265。
- 32 女性家族部[http://www.mogef.go.kr/korea/view/intro/intro01_02.jsp]参照。

- 33 国家人権委員会[http://www.humanrights.go.kr/05_sub/body01.jsp]参照。
- 34 「政府、米国人身取引報告書の修正促す」『韓国経済新聞』2001年7月13日。
- 35 「駐米大使館米国の人身取引報告書に強く抗議」『連合ニュース』2001年7月13日。
- 36 韓国両性平等教育振興院『性売買無い世界、公共機関性売買予防教育ガイドブック』2009年7月、p64。
- 37 法務所海外の立法 222号、同上、p68。
- 38 金・ソンヒ「性売買関連の変動と課題」啓明大専攻行政研究科論文、2007年、p6引用。
- 39 大久保史郎、同上、p236。
- 40 日本弁護士連合会「人身取引の被害者保護・支援等に関する法整備に対する提言」2004年11月、p1。
- 41 福本歩未、同上、p1。
- 42 JNATIP 編、吉田容子監修『受け入れ大国日本の課題』p18。
- 43 2005年第162回通常国会質問、日本共産党の井上哲士と法務大臣(南野知恵子)との質問会、参考。
- 44 162通常国会質問会、同上。
- 45 JNATIP 編、吉田容子、同上、p19。
- 46 国際移住機関(IOM)主催セミナー『日本における人身取引被害者への支援』2007年12月11日、p4。
- 47 ISSUE BRIEF『日本における人身取引対策の現状と課題』国立国会図書館 485、2005年7月、p2。
- 48 事件が発生した地名をとって、それぞれ下館事件(1991)、茂原事件(1992)新小岩事件(1992)、桑名事件(1994)、市原事件(1994)。大久保史、同上、p236。
- 49 渡辺美穂「人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究」『国立女性教育館研究ジャーナル』第13号、2009年3月 p92。
- 50 独立行政法人国立女性教育会館、同上、P230参考。
- 51 大久保史郎、同上、p236。
- 52 JNATIP 編、吉田容子、同上、p16。
- 53 JNATIP代表、吉田容子、大阪府立大学女性連続講座(第15期)「人身取引一現状と政策的取り組み」参考、神戸女学院大学準教授、米田眞澄『人身売買に関する法制度と現状』人身売買禁止ネットワーク関西、第3回講座 2010年5月27日、インタビュー内容参考。
- 54 「全国ローラ作戦」とは1995年5月から1996年3月まで元東京入国管理局長であった坂中英徳の主導下で行った「興行ビザ」の実態調査と取り締まりのことである。444件のうち93%にのぼる施設においてホステスなど興行ビザの資格外活動が行われていた。その後、興行ビザでの入国を厳しく取り締まったが政治的圧力を受け辞めざるを得なかった。大久保史郎、同上、p265。
- 55 2004年よりSNS(Social Network Service)が流行する。厳密には出会い系サイトではないが、出会い系サイトと同様に匿名性を持ちうることから児童の利用が問題になる。

- 56 「日本、人身売買監視対象国家へ」『韓国日報』2004年06月16日。
- 57 『朝日新聞』2005年2月28日、『毎日新聞』2005年3月11日。
- 58 坪郷實『比較・政治参加』ミネルヴァ書房、2009年、p202 参考。
- 59 JNATIP代表、吉田容子、大阪府立大学女性連続講座(第15期)「人身取引—現状と政策的取り組み」2010年7月25日での質問会で「韓国における女性問題、人身売買問題に関して「女性府」は重要な役割を果たしているとし、他の国では見られないケースであるので大変注目している」と述べている。また、NPO法人人身売買禁止ネットワーク CHARMの青木理恵子によれば(2010年3月24日)「韓国は、市民社会の声は政治に反映されやすいシステムを構築している。そのため、女性問題や人身取引の問題においても進んでいると思われる。日本は、韓国の市民社会や政治システムに注目すべきである」と説明する。
- 60 大久保史郎、同上、p265、引用。
- 61 2001年世界難民の日関西集会「隣国韓国の取り組みから私たちが学ぶこと」2010年6月20日。
- 62 (社)アムネスティ・インターナショナル日本、大阪難民チーム、中村彰2001年世界難民の日関西集会「隣国韓国の取り組みから私たちが学ぶこと」とのインタビュー2010年6月20日、NPO法人 RAFIQ(在日難民との共同ネットワーク)代表田中恵子とのインタビュー、2010年6月20日。
- 63 ウィキペディアフリー「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」。
- 64 「米軍部隊周辺は性域？」『韓国日報』2004年11月30日。
- 65 坪郷實『比較・政治参加』ミネルヴァ書房、2009年、p219。

Comparison of International Human Trafficking Issue and Policy Formation Process between Japan and Korea

This study compares the dynamics of policy changes of Japan and Korea with respect to international human trafficking. Most of previous studies evaluated that the policy changes of Korea and Japan were due to the pressures from the UN Protocol and the Human Trafficking Report by U.S. State Department. As a matter of fact, Japan and Korea have quickly established the policies for punishment, prevention and protection when there was a criticism from the US. Therefore, the mainstream of previous studies has understood and argued that the policy changes were due to external pressures. It, however, cannot be asserted that the external pressures were the only cause of policy changes. In addition, most of the numerous papers or reports in both Korea and Japan focus more on evaluation of the established policies, not on the process of policy formation. This study attempts to analyze the policy changes with multilateral comparative analyses, focusing on the process of policy formation. As a result of the analyses, the study concluded that the changes in both countries were made more by domestic factors (social and political factors) than external pressures. Furthermore, understanding this fact will be helpful in terms of policy responses of both countries in the future, and meaningful in the strategic aspects of civil societies, which request policy change.

(KWAK, BYUNG IK, Doctor Program in International Relations,
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)